平成２９年１２月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２９年１２月８日（金）午前９時３０分から午前１０時０８分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１８名

４．出席委員　（１８名）

１番　北島　みゆき
２番　井手　正宏
３番　山縣　吉子
５番　廣松　政則
６番　山城　都行
７番　松本　久吉
８番　松永　靜義
９番　野口　大空
１０番　黒田　安利
１１番　山口　伸一
１２番　久良木　勝昌
１３番　牟田　清人
１４番　田中　良房
１５番　川村　公人
１６番　松枝　由朗
１７番　真辺　恵子
１８番　松永　一完
１９番　眞崎　萬次　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

局長　　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　鶴岡　政勝

７．議事内容

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第４条第１項の規定による許可取消願について
４）あっせん譲受希望申込みについて
５）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長	皆さんおはようございます。 今年は麦播きの農作業が非常に順調に進んで最終的には収穫もうまくいくのではないかと思います。また、３、４年前から弾丸暗渠の工事がありましたが１１月、１２月にかけて雨が多くて１２月いっぱいで麦が播けない状況がかなりありましたが、今年は先ほど申しました通り農作業が順調に行っている状況であり、暗渠工事が順調に進んでいるため年内に農作業がほとんど終わる状況になるのではと一安心しているところです。 １２月に入りまして寒くなりましたので、特に体調に気をつけて元気に過ごしていただければと思っております。 それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告します。 では、ただいまより、１２月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。 本日の議事録署名人を、１０番委員の黒田安利委員、１１番委員の山口伸一委員にお願いいたします。 議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明をお願いします。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 地元委員の松永一完委員の意見をお願いいたします。
松永一完委員	○○さんにつきましては、私の家の近所に住んでありまして、現在いちごを上牟田口で作付されてあります。この土地につきましては借り入れ地であります。 今度購入される予定の土地につきましても、私の家の近所にありまして、道路沿いの三角形の不整形な土地でありまして、畑として野菜を作付けするということであります。よろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。
井手委員。

井手委員　　今後、こういうところが増えてくると思います。購入される〇〇さんたちが居られないようになったらどうなりますか。
全国においても、新規就農者がお金をもらって離農する状況がありますがどうでしょうか。

松永一完委員　　私から補足説明いたします。〇〇さんは現在私の近所に住んでおられますが、土地と家を購入されて住まわれておりますので、そのような心配はいらないと思います。

議　長　　他にご意見ございませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号２番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の松永静義委員の意見をお願いいたします。

松永静義委員　　整理番号２番について説明いたします。譲受人は現在いちごの栽培をしておられます。この農地につきましては、利用権設定でいちごの苗床として利用してありましたが、今回、正式に農地を取得されていちごの栽培に取り組むということでありますので、何ら問題はないと思っております。よろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。

次に、議案第３号「農地法第４条第１項の規定による許可取消願について」を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）
大木町に住む予定がなくなり、転用計画を中止したためであります。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いいたします。
松永静義委員。

松永静義委員　この土地については取消ということでの説明がありましたが、最終的には青地になりますか白地になりますかどちらになりますか。

事務局　転用の許可があっておりまして、もともとその申請時点では白地でありましたので白地に戻るということになります。

松永静義委員　しかしながら、基に戻すということになるならば当然青地に戻すのが普通ではないですか。

事務局　松永委員さんのご質問ですが。基本的には先ほど係長が説明したとおり転用前の状態であれば白地であります。ただ、ご本人さんが青地を希望されるならばそれはやぶさかではありません。
そのときは、農振の手続きで編入という形で申請をしていただければそのような形で対応したいと思っております。

議　長　他にご意見ございませんか。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第３号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、議案第３号を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
あっせん譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければなりませんのでこの申込みが出ております。皆さんのご意見をお願いします。

	松本委員。
松本委員	家族の状況ですが、〇〇さんは農業ですね。奥さんの〇〇さんは年間農業従事日数が１００日となっていて無職となっています。これは農業と書くべきではないですか。
事務局	ご本人さんが記載されておりまして、お手伝い家族内の従事者ということと主婦的な部分で無職と記載されているかと思います。 農作業従事については１００日と記載されておりますので、農作業には従事されおり手伝いはされているということでご理解をいただきたいと思います。
松本委員	これについては、訂正させるべきと私は思いますが。
事務局	職業の基準をどの部分で判断するかということもありますが、今後については、このような状況であれば訂正をお願いしていくことで対応したいと考えております。
議　長	他にご意見ございませんか。 井手委員。
井手委員	年齢制限はないのですか。
事務局	以前は年齢制限がありましたが、数年前に年齢制限を撤廃しております。
井手委員	それでは、高齢者であり後継者がいなくても田んぼは購入できるということですね。
事務局	現状から考えますと、認定農業者も年齢制限は基本的にありません。 担い手がいなくなっている状況と、会社勤めの方も定年延長という状況の中で、農業の分野でも致し方ないのかなと理解しております。
議　長	他にご意見ございませんか。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終ります。採決致します。 議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、議案第４号については承認することに決定いたします。

次に、議案第５号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、１２月１５日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いいたします。
山口委員。

山口委員　〇〇さんは新規就農ということで現在〇〇さんのところを少し借りてあるでしょ。

事務局　〇〇さんにつきましては、先ほど担当が説明したとおり〇〇さんの田んぼに作付けされている〇〇さんのハウスを借りて、研修並びに自作で栽培をされておりました。
今回、新たに自分の事業で自分のハウスを建てられ、新たな作付場所を自分の居住に近いところに求められたということでご理解いただきたいと思います。

山口委員　〇〇番地については、後でハウスを建てられるということですか。

事務局　〇〇番地につきましては、作物名が米麦となっておりますので、普通作で利用されることで利用権設定されております。

山口委員　アスパラの栽培ですのでその辺がどのようにされるのかと思いました。

議　長　山口委員事務局説明が要りますか。

山口委員　よろしいです。

議　長　他にご意見ございませんか。
私からの質問ですが、所有権移転関係で反当いくらぐらいの価格になりますかお尋ねします。

事務局　反当で〇〇万〇千円程度になっております。この土地については、所有者が久留米の方にお住まいで管理ができないということで、従来から取得をされる方が耕作をされてありますので、耕作者に買っていただくように依頼され申請された状況であります。

議　長　他にご意見ございませんか。
松永静義委員。

松永静義委員　推進機構への売り渡しについては、農業委員には全く連絡はありませんが、３条申請は農業委員に連絡はあります。
考えてみますと農地の移動は、３条申請でなくこちらで申請すればわれわれは全く説明する必要がなくなりますので、こちらのほうが良いのではないですか。

事務局　松永委員さん大変申し訳ありません。この件につきましては、事務を簡素化しているわけではありませんが、機構の件につきましては以前は地元委員さんに集まっていただきあっせん委員さんを決めて行っておりましたが、それが省略されるということになったことで、地元の委員さんにご報告することを省略しておりました。
今後については、通常の３条申請もこの斡旋も同じように地元委員さんに必ずお知らせするような形で対応したいと考えております。大変申し訳ありませんでした。

議　長　松永委員よろしいですか。

松永静義委員　わかりました。

議　長　他にご意見ございませんか。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第５号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、議案第５号を承認することに決定いたします。
他にご意見ございませんか。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、以上をもちまして今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。